

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」の「基準の範囲の明確化（IFRS 第 12 号の修正）」に関する比較表

- 2016 年 10 月 1 日以降に IASB より公表された「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」（2016 年 12 月公表）について、一部の修正が 2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効されることとされており、早期の対応が望まれるため、今般エンドースメント手続を行った。本資料は、2017 年 5 月 19 日に開催された第 34 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会における審議資料である。
- 当該修正について、IASB により公表された IFRS 又は IFRIC（2016 年 9 月 30 日までに IASB により公表された会計基準等のうち 2017 年 12 月 31 日までに発効するもの）と比較し、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を分析した結果、「削除又は修正」を検討する必要はないと考えられた。なお、検討が必要な項目として\*を付さなかった理由を併せて記載している。

「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」の「基準の範囲の明確化（IFRS 第 12 号の修正）」

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2016 年 9 月 30 日までに IASB により公表された会計基準等のうち 2017 年 12 月 31 日までに発効するもの）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	(参考) 日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			*を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	範囲の明確化（IFRS 第 12 号と IFRS 第 5 号との関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」は、売却目的保有に分類される子会社等について、他の IFRS で明記されていない限り、当該他の IFRS の開示要求は適用されないとしている（IFRS 第 5 号第 5B 項）。</li> <li>IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」には、売却目的保有に分類される子会社等についての開示要求事項は明記されておらず、IFRS 第 5 号の記述により、IFRS 第 12 号のすべての開示要求が適用されるかについての見解が割れていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 第 5 号に従い、売却目的保有等に分類される子会社等に、IFRS 第 12 号の要求事項が適用されることが明確化された（IFRS 第 12 号第 5A 項）。</li> <li>なお、IFRS 第 12 号の要約財務情報に関する一部の要求事項については、現行基準どおり、売却目的保有に分類される子会社等には要求されない（IFRS 第 12 号 B17 項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売却目的で保有する非流動資産（又はそれらに分類される処分グループ）に関する基準は存在しない。また、非継続事業の定義はなく、区分表示されていない。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>本改正は、IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類される子会社等について、IFRS 第 12 号のすべての要求事項が適用されない訳ではなく、明記されている一部の事項を除き、IFRS 第 12 号の開示要求事項が適用されることを明確化したものであり、IFRS 第 12 号の取扱いについての基本的な変更はないことから、「削除又は修正」の要否を検討するほどの重要性はないと考えられる。</li> <li>なお、本改正に係る公開草案に対して、当委員会は、IFRS 第 5 号に加え IFRS 第 12 号に従った開示を要求することが、重複した開示を求めることに繋がる可能性があるものとして修正提案に同意せず、追加すべき開示を注意深く検討すべき旨をコメントしていたが、当該意見は、判断が必要な領域について修正提案をより有用なものとする観点から行ったものであり、特段、「削除又は修正」の検討に影響を与えるものではないと考えられる。</li> </ul>

以上